

官報

昭和四十一年六月七日

第五十一回国会 衆議院会議録 第六十号

○昭和四十一年六月七日(火曜日)

議事日程 第三十八号

昭和四十一年六月七日

午後二時開議

第一 果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 昭和三十八年度一般会計歳入歳出決算
昭和三十八年度特別会計歳入歳出決算
昭和三十八年度国税収納金整理資金受払計算書

第四 昭和三十八年度政府関係機関決算書
昭和三十八年度国有財産増減及び現在額
總計算書

第五 昭和三十八年度国有財産無償貸付状況
總計算書

第六 昭和三十八年度物品増減及び現在額
總計算書

○本日の会議に付した案件

蚕糸業振興審議会委員任命につき国会法第三十

昭和四十一年六月七日 衆議院会議録第六十号

蚕糸業振興審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件等二件 果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案

九条但書の規定により議決を求めるの件

米価審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

日程第一 果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 昭和三十八年度一般会計歳入歳出決算
昭和三十八年度特別会計歳入歳出決算
昭和三十八年度国税収納金整理資金受払計算書

日程第四 昭和三十八年度政府関係機関決算書
昭和三十八年度国有財産増減及び現在額
總計算書

日程第五 昭和三十八年度国有財産無償貸付状況
總計算書
日程第六 昭和三十八年度物品増減及び現在額
總計算書

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後四時十七分開議

○議長(山口喜久一郎君) これより会議を開きます。

蚕糸業振興審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件
米価審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

○議長(山口喜久一郎君) おはかりいたします。

内閣から、蚕糸業振興審議会委員に参議院議員羽生三七君を、米価審議会委員に本院議員角屋堅次郎君、同丹羽兵助君、同根本龍太郎君、参議院議員白井勇君、同仲原善一君、同渡辺勘吉君を任命するため、それぞれ国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり決するに御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

日程第一 果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第一、果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十一年六月七日 衆議院會議録第六十号

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案

昭和四十一年三月二十六日

内閣総理大臣 佐藤 策作

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律

果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を附する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 果樹農業振興基本方針等(第二条―第四條)

第三章 果樹園経営計画(第三条―第五條)

第四章 加工原料用果実の取引に関する取決

第五章 雑則(第六條―第十三條)

第六章 罰則(第十四條)

附則

第一章 総則

第一条中「その生産の安定と拡大を図るため、」を「その生産の計画的かつ安定的な拡大を図るための措置及びこれに関連して、」に、「これに」を「これらに」に改め、同条の次に次の章名を附する。

第二章 果樹農業振興基本方針等

(果樹農業振興基本方針)

第二条 農林大臣は、政令で定めるところにより、果樹農業の振興を図るための基本方針(以下「果樹農業振興基本方針」という。)を定めなければならない。

2 果樹農業振興基本方針には、主要な種類の果樹として政令で定めるもの(以下「果樹」という。)につき、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 果実の需要の長期見通しに即した植栽及び果実の生産の目標

二 植栽に適する自然的条件に関する基準

三 近代的な果樹園経営の基本的指標

四 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項

五 その他果樹農業の振興に関する重要事項

3 農林大臣は、果樹農業振興基本方針を定めようとするときは、果樹農業振興審議会の意見をきかなければならない。

4 農林大臣は、果樹農業振興基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 第二条の次に次の三條を加える。

(果樹農業振興基本方針の変更)

第二条の二 農林大臣は、果実の需給事情、農事情その他の経済事情の変動により必要があるときは、果樹農業振興基本方針を変更するものとする。

2 前条第三項及び第四項の規定は、果樹農業振興基本方針の変更について準用する。

(都道府県の果樹農業振興計画)

第二条の三 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県における果樹農業の振興を図るための計画(以下「果樹農業振興計画」という。)を定めることができる。

2 果樹農業振興計画には、当該都道府県における主要な種類の果樹につき、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、果樹農業振興基本方針の内容に即するものでなければならない。

一 植栽及び果実の生産の目標

二 その区域の自然的経済的条件に即する近代的な果樹園経営の指標

三 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項

四 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項

五 果実の加工の合理化に関する事項

六 その他必要な事項

8 都道府県知事は、前項の主要な種類の果樹のうち、その果実につき、生産の安定的な拡大

を図り及び流通の合理化を推進することが特に必要であり、かつ、そのためには広域の濃密生産団地を計画的に形成することが適当であると認められるものがあるときは、果樹農業振興計画において、当該種類の果樹についてのその広域の濃密生産団地の形成に関する方針を明らかにするとともに、その方針に即して同項各号に掲げる事項を定めるものとする。

4 都道府県知事は、果樹農業振興計画を定めようとするときは、果樹農業に關し学識経験を有する者の意見をきかなければならない。

5 都道府県知事は、果樹農業振興計画を定めるときは、遅滞なく、これを農林大臣に提出するとともに、その概要を公表しなければならない。

(果樹農業振興計画の変更)

第二条の四 前条第四項及び第五項の規定は、果樹農業振興計画の変更について準用する。

第三条第一項第一号中「果樹(政令で定める果樹に限る。以下同じ。)」の集団的な栽培に供される土地を「第二条の三第五項の規定による提出があつた果樹農業振興計画に係る都道府県の区域内にある土地で果樹の集団的な栽培に供されるもの」に改め、同条第三項中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、同条の前

に次の章名を附する。

第三章 果樹園経営計画

第四条中「当該計画を」を「当該果樹園経営計画」に改め、同条第一号中「農林省令で定める基準」を「農林大臣の定める基準」に改め、同条第三号中「前条第二項第四号の計画が果実の需給事情に照らし」を「前号に規定するもののほか、当該果樹園経営計画が果樹農業振興計画の内容に照らし」に改める。

第五条第二項中「前項を」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公庫が前項に規定する者に対し同項の資金の

うち果樹を植栽するため農地とする土地の取得(その取得に当たつて、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池等として利用する必要がある土地をあわせて取得する場合におけるその土地の取得を含む。)に必要な資金で農林漁業金融公庫法第十八条第一項第一号の二に掲げるものの貸付けを行なう場合における貸付金の据置期間は、同条第三項の規定にかかわらず、十年以内において公庫が定めるものとする。

第五条の次に次の一章を加える。

第四章 加工原料用果実の取引に関する取決

決め

(取決め)

第五条の二 果実(その流通及び加工の合理化を図ることが特に必要であると認められる果樹の果実であつて政令で定められるものに限る。以下この項において同じ。)の生産者がその構成員となつて農業協同組合その他果実の販賣事業を行なう者(その組織する団体を「果実加工業者」という。)及び果実を原料として使用する加工又は製造の事業(以下「果実加工業」という。)を行なう者は、その双方又はいずれか一方がそれぞれ共同して、締結の日(二十日前までに農林大臣に届け出て、果実の売買に係る数量、価格又は取引方法について、取決めを締結することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、届出に係る取決めが次の各号に適合するものでないと認めるときは、その取決めの締結前に、その取決めを締結しようとする者に対し、その取決めの変更を命じ、又はその締結を禁止しなければならない。

一 果樹農業又は果実加工業の健全な発展に支障を与えるものでないこと。

二 不当に差別的でないこと。

三 その取決めに参加し、又はその取決めから脱退することを不当に制限しないこと。

四 一般消費者の利益を不当に害するおそれがある

ないこと。

3 農林大臣は、第一項の規定による届出に係る取決めが前項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その取決めを締結している者に対し、その変更又は廃止を命じなければならぬ。

4 第一項の規定による届出に係る取決めを締結している者は、その取決めを廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならぬ。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第五條の三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、前条第一項の規定による届出に係る取決め及びこれに基づいてする行為には、適用しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 不公正な取引方法を用いるとき。

二 前条第二項又は第三項の規定による処分を違反したとき。

三 次条第三項の規定による公示があつた後一月を経過したとき。(同条第二項の規定による請求に応じ、前条第二項又は第三項の規定による処分があつた場合を除く。)

(公正取引委員会等との関係)

第五條の四 農林大臣は、第五條の二第一項若しくは第四項の規定による届出を受け、又は同条第二項若しくは第三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、公正取引委員会及び関係都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

2 公正取引委員会は、第五條の二第一項の規定による届出に係る取決めが同条第二項第二号から第四号までの各号に適合せず、又は同項第二号から第四号までの各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、農林大臣に対し、同項又は同条第三項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

3 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

第六章 雑則

第七條の次に次の二条を加える。

(果樹農業振興基本方針等と果樹農業の振興に関する施策)

第七條の二 国及び都道府県は、果樹農業の振興に関する施策を実施するに当たつては、国にあつては果樹農業振興基本方針、都道府県にあつては果樹農業振興計画に即してしなければならない。

(消費の拡大及び輸出の振興)

第七條の三 国は、果樹農業の健全な発展に資するため、果実及び果実製品の消費の拡大及び輸出の振興に関し必要な施策を積極的に行なうよう努めるものとする。

第十三條の次に次の章名を附する。

第六章 罰則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の第三條第一項及び第四條の規定は、昭和四十三年四月一日以後にされた果樹園経営計画の認定の請求及び当該請求に係る認定について適用し、同日前にされた果樹園経営計画の認定の請求及び当該請求に係る認定については、改正前の第三條第一項及び第四條の規定の例による。

3 昭和四十三年四月一日前にされた改正前の第三條第一項(前項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による認定の請求に係る果樹園経営計画についてした認定は、改正後の第四條の規定によりした認定とみなす。

理由

最近における果樹農業及びこれを取りまく諸情勢の変化に対処し、今後の果樹農業の健全な発展を推進するため、果樹農業振興基本方針及び都道府県の果樹農業振興計画の作成並びに加工原料用果実の取引の安定化のための措置に関する規定につき所要の改正を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員長中川俊思君。

[報告書は本号末尾に掲載]

[中川俊思君登壇]

○中川俊思君 ただいま議題となりました果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、最近における果樹農業及びこれを取り巻く諸情勢の変化に対処し、今後の果樹農業の健全な発展を推進するため、農林大臣の定める果樹農業振興基本方針及びこれに即して定める都道府県知事の果樹農業振興計画の作成並びに加工原料用果実の取引の安定化のための措置に関する規定を設けるとともに、果樹園経営計画の認定の請求期間を昭和五十一年三月三十一日まで延長するなど、所要の改正を行なうものであります。

本案は、去る三月二十六日内閣から提出され、同日付託されたものであります。農林水産委員会

におきましては、四月六日政府から提案理由の説明を聴取し、五月三十一日以降二日間わたり質疑を行ない、六月一日、質疑を終了し、採決いたしましたところ、賛成多数をもって可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第二、公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和四十一年五月十一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

昭和四十一年六月七日 衆議院會議録第六十号

公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「三年間」を「五年間」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

有線放送電話接続通話制度実施の際に経過的に認められた通話の範囲に関する特例措置をなお継続することが必要である実情にかんがみ、当該特例措置の適用期間を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。通信委員長砂原格君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔砂原格君登壇〕

○砂原格君 ただいま議題となりました内閣提出の公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に關し、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、法律案の内容を御説明いたします。

有線放送電話接続通話については、本制度が実施される以前に日本電信電話公社と接続通話の試行契約を締結していた有線放送電話施設に対しては経過的に通話の範囲に関する特例措置が設けられ、その適用期間は三年間となっていたものであります。これを五年間に改めようとするものであります。

公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案 昭和三十八年度決算外六件

あります。

なお、この法律は公布の日から施行することとなっておりません。

本案は、去る五月十一日通信委員会に付託され、自來、委員会においては、数回の会議を通じて、政府及び公社当局より説明を聴取し、詳細な質疑を行なったのでありますが、六月六日、質疑を終了、討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決いたしましたのであります。

なお、採決の後、委員会は、政府並びに公社当局に対し有線放送電話に対する施策に關すること等を要望する附帯決議を付することを、これまた全会一致で可決いたしました次第であります。

以上をもって御報告を終わります。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

状況総計算書

日程第六 昭和三十八年度物品増減及び現在額総計算書

○議長(山口喜久一郎君) 日程第三、昭和三十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十八年度国稅収納金整理資金受払計算書、昭和三十八年度政府関係機関決算書、日程第四、昭和三十八年度国有財産増減及び現在額総計算書、日程第五、昭和三十八年度国有財産無償貸付状況総計算書、日程第六、昭和三十八年度物品増減及び現在額総計算書、右各件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算委員長吉川久衛君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔吉川久衛君登壇〕

○吉川久衛君 ただいま議題となりました昭和三十八年度決算外三件につきまして、決算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに各件の概要について申し上げます。

まず、昭和三十八年度決算であります。一般会計の決算額は、歳入三兆二千三百三十二億円余、歳出三兆四百四十二億円余、差引一千八百六十九億円余の剰余金を生じております。

特別会計の数は四十一、その決算総額は、歳入五兆三千八百三十三億円余、歳出四兆七千八百五十八億円余、その歳入超過額は五千九百七十四億円余となっております。

国稅収納整理資金の収納済額は二兆五千六百十

一般会計歳入歳出

一三三八

九億円余、支払命令済額及び歳入への組入額は二兆五千五百四十七億円余となっております。

政府関係機関の数は十三、その決算総額は、収入二兆六千七百二十億円余、支出二兆四千七百二十一億円余となっております。

次に、昭和三十八年度国有財産増減及び現在額総計算書であります。昭和三十八年度中に増加した国有財産の額は、一般、特別両会計を合わせて三千七百三十二億円余、同じく減少額は千四百三十三億円余、差引純増加額は二千六百十九億円余となり、本年度末現在額は三兆六千八百十二億円余となっております。

次に、昭和三十八年度国有財産無償貸付状況総計算書であります。昭和三十八年度中の無償貸付の増加額は、一般、特別両会計を合わせて五十八億円余、同じく減少額は四十一億円余、差引純増加額は十六億円余となり、本年度末現在額は二百四十五億円余となっております。

次に、昭和三十八年度物品増減及び現在額総計算書であります。昭和三十八年度中に増加した物品の額は、一般、特別両会計を合わせて千四百十七億円余、同じく減少額は九百九十九億円余、差引純増加額は価格改定分を含め四百二十四億円余となり、本年度末現在額は三千三百六十六億円余となっております。

各件のうち、決算及び物品計算書は三十九年十二月二十五日、国有財産関係二件は昨年一月二十二日、第四十八回国会に提出され、いずれも同日本委員会に付託されました。

委員会は、昨年二月十七日、各件について大蔵省当局よりその概要説明を、会計検査院より検査報告の概要説明を聴取した後、慎重審議を重ね、

昨六日決算外三件の審査を終了いたしました。よって、決算については、直ちに委員長より議決案を提案し、自由民主党、日本社会党、民主社会党各代表の賛成討論の後、採決の結果、全会一致をもって議決案のとおり議決し、次いで、他の三件について採決の結果、各件はいずれも是認すべきものと全会一致をもって議決した次第であります。

決算議決の内容につきましては、会議録でごらん願うことといたしまして、その概要を申し上げます。

一、本年度決算を予算の効率的な使用及び不正と正という観点から見ますと、次の諸点が特に留意されるべきものと思われまします。

すなわち、補助金の支出にあたり、補助の対象として不適当なもの、事業費の積算が過大なもの、事業が申請どおり施行されず、補助の効果があがっていないものなどの事例が多数認められます。政府は、事業主体に対し、適切な啓発、指導を行なうとともに、その工事の監督、検収を厳にし、また、完成後の実績の調査、確認を十分行ない、補助金予算の適正にして効率的な使用につとめるべきであります。

国有財産の管理及び処分にあたり、その貸付け、交換、売り払い等の処分が十分でないもの、許可条件が不明確のまま使用されているものがあります。政府は、管理及び処分にあたっては細心の注意を払い、これら財産が国民生活の向上のために有効適切に活用されるよう心がけるべきであります。

公社、公庫等の事業運営状況を見ると、会計経理の事務処理の不適正なものが依然として多数見

受けられます。政府は、政府関係機関等に対して適切な指導勧告を行ない、運営の向上をはかるべきであります。職員の不正行為によって国に損害を与えているものが郵政省において多数見受けられます。政府は、職員の自覚を促すとともに、その予防措置に万全を期し、国民の信を失うことのないよう留意すべきであります。

二、会計検査院が指摘した不当事項については、これを不当と認めるものであります。政府は、これら指摘事項について、それぞれ是正の措置を講ずるとともに、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう、制度、機構の改正整備をはかり、官紀を肅正して万全を期すべきであります。

三、決算のうち、前記以外の事項については異議がございません。

以上が議決の概要でございます。なお、本議決においては、本院の毎年度決算審議に際し、予算の効率的な執行並びに不当不正事項の根絶について、繰り返し政府に注意を喚起してきたにもかかわらず、依然として改善のあが見られないのは、まことに遺憾であると警告し、今後予算の作成並びに執行にあたっては、本院の決算審議の結果を十分に考慮して財政運営の健全化をはかり、もって国民の信託にこたえるべきであるとして、政府に要望していることをつけ加えておきます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これより採決に入ります。まず、日程第三の各件を一括して採決いたします。

昭和四十二年六月七日 衆議院会議録第六十号

す。

各件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、各件は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第四ないし第六の三件を一括して採決いたします。

三件の委員長の報告はいずれも是認すべきものと決したものであります。三件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、三件は委員長報告のとおり決しました。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十一年三月七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律

国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条成人の日の項の次に次のように加える。建國記念の日 二月十一日 建國をしのび、国を愛する心を養う。

第二条こどもの日の項の次に次のように加える。敬老の日 九月十五日 多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う。

第二条秋分の日項の次に次のように加える。体育の日 十月十日 スポーツにしたしみ、健康な心身をつちかう。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(スポーツ振興法の一部改正)

2 スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「(体育の日の行事)」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「スポーツの日の趣旨にふさわしい事業」を「国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第二条に規定する体育の日において、国民の間にひろくスポーツについての理解と関心を深め、かつ、積極的にスポーツをする

昭和四十一年六月七日 衆議院會議録第六十号 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

意欲を高揚するような行事」に改め、同項を同条とする。

(老人福祉法の一部改正)

3 老人福祉法(昭和三十一年法律第百三十三号)

の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(敬老の日の行事)

第五条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に

関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)

第二条に規定する敬老の日において、ひろく

国民が老人の福祉についての関心と理解を深

め、かつ、老人が自らの生活の向上に努める

意欲を高めるような行事が実施されるように

努めなければならない。

理由

国民の祝日として、建国記念の日、敬老の日及び体育の日を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長木村武雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔木村武雄君登壇〕

○木村武雄君 ただいま議題となりました国民の

祝日に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、現行九つの祝日に、二月十一日の建国記念の日、九月十五日の敬老の日、十月十日の体育の日の三つの祝日を加え、これに伴う関係法律の規定を整備しようとするものであります。

本案は、四月十五日日本会議において趣旨の説明及び質疑が行なわれ、同日本委員会に付託、四月二十六日政府より提案理由の説明を聴取し、六月二日質疑に入り、同日民主社会党より修正案が提出されましたが、翌三日、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党の間に共同修正の話し合いがまとまりましたので、同修正案は撤回されました。

かくて、本七日、三党共同提案により、建国記念の日については、「二月十一日」を「政令で定める日」に改め、この政令は、本法律公布の日から六カ月以内に制定するものとし、その制定にあつては、内閣総理大臣の諮問機関として、総理府に学識経験者を委員とする建国記念日審議会を昭和四十一年十二月十五日まで設置し、内閣総理大臣は、政令制定の立案にあつては、同審議会の答申を尊重しなければならないとする旨の修正案が提出され、岩動委員より趣旨説明がなされた後、特に委員長より発言を求め、「政府は、建国記念日審議会の設置に際しては、その審議すべき事項の性格及び今回の三党一致の話し合いの精

神にかんがみ、委員の選考及び会議の運営については、公正不偏、慎重な配慮のもとに、国民の要望にかなり結論が得られるよう最善を尽くすべきである。」とする旨の質疑がなされ、政府を代表して、安井総務長官より、「質疑の趣旨を体して、審議会の人選並びに運営については、十分配慮して万全を期する。」旨の答弁がなされました。

かくて、質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

〔参照〕

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条成人の日の項の次に建国記念の日の項を加える改正規定中「二月十一日」を「政令で定める日」に改める。

附則第三項を附則第六項とし、附則第二項を附則第五項とし、附則第一項の次に次の三項を加える。

(建国記念の日となる日を定める政令の制定)

2 改正後の第二条に規定する建国記念の日となる日を定める政令は、この法律の公布の日から起算して六月以内に制定するものとする。

3 内閣総理大臣は、改正後の第二条に規定する

建国記念の日となる日を定める政令の制定の立案をしようとするときは、建国記念日審議会に諮問し、その答申を尊重しなければならない。

(総理府設置法の一部改正)

4 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中和対策協議会の項の次に次のように加える。

建国記念日審議会
内閣総理大臣の諮問に応じて建国記念の日となるべき日について調査審議すること。

附則第四項中「附属機関のうち」の下に「、建国記念日審議会は、昭和四十一年十二月十五日まで」を加える。

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であり、本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。(拍手)

昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御異議はありますか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金

の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十一年二月十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第一条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項各号列記以外の部分中「第一項」の下に「又は第二項」を加

え、同項第一号中「昭和四十二年一月分から同年六月分までは三分の一」を削り、同項第二号中「同年十二月分」を「同年九月分」に改め、同項第三号中「昭和四十一年十二月分」を「昭和四十一年九月分」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「昭和四十二年六月分」を「昭和四十一年十二月分」に、「同年五月三十一日」を「同年十一月三十日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十一年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。ただし、当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に満たない場合は、この限りでない。

- 一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 六万円
- 二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 三万円

第二条第三項中「前項第一号の」を削り、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「第五項」を「第六項」に、「第三項」を「第四項」に改める。
第三条第三項中「第五項」を「第六項」に改める。

第四条第二項及び第四項中「第一条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「第三項から第五項まで」を「第四項から第六項まで」に、「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改める。
(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一項を加える。
(施行日前に給付事由が生じた年金たる給付の額の改定)

第三条の二 前条に規定する給付のうち年金たる給付の額については、国民の生活水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。

第五条の次に次の一項を加える。
(施行日後に恩給受給権を有すべきこととなる者の取扱い)

第五条の二 前条第二項本文の規定を適用しないとしたならば、恩給に関する法令の改正により、更新組合員又はその遺族が新たに普通恩給又は扶助料(恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料をいう)を受ける権利を有することとなる場合には、当該更新組合員は施行日の前日において当該普通恩給を受け

昭和四十一年六月七日 衆議院會議録第六十号

昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(案外一案)

一三三二

る権利を有していたものとみなして、当該普通恩給又は扶助料を受ける権利について前条第二項本文の規定を適用する。

第七條第二項第一号ただし書中「年月数及び」を「年月数、」に改め、「年月数を含む。」の下に「及び同条第八項の規定により恩給の基礎となるに算入することとされている加算年の年月数を加え、同号二中「第四十一条第一項」の下に、「第四十一条の二」を加える。

第九條中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 旧日本赤十字社令(明治四十三年勅令第二百二十八号)の規定に基づき戦地勤務(法律第五百五十五号附則第四十一条の二第一項に規定する戦地勤務をいう。第五十一条の二第四項において同じ。)に服した日本赤十字社の教護員としての期間のうち恩給公務員期間を除いた期間

第十三條第一項中「当該合算額」の下に「(同項第一号に掲げる期間を有する者で政令で定めるものについては、政令で定める金額を加算した金額)」を加える。

第三十二條の二の見出し中「最低保障」を「最低保障等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 遺族年金を受ける者が妻、子又は孫である場合における遺族年金の額については、前二条又は前項の規定により算定した金額が、第

五条第二項本文の規定を適用しないものとして恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第 号)附則第六條の規定の例により算定した金額より少ないときは、前二条及び前項の規定にかかわらず、当該金額を遺族年金の額とする。

第五十一条の二第二項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第四項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 旧日本赤十字社令の規定に基づき戦地勤務に服した日本赤十字社の教護員としての期間のうち恩給公務員期間及び年金条例職員期間を除いた期間

第五十一条の二第五項各号列記以外の部分中「退職年金」の下に、「減額退職年金」を加える。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第三條 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第一條の次に次の一項を加える。

(年金額の改定)

第一條の二 この法律による年金たる給付の額については、国民の生活水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとす

る。

第七條第一項中「第一條若しくは第二條若しくは」を「第一條若しくは第二條、」に、「第一條若しくは第二條の規定を」を「第一條若しくは第二條若しくは昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第 号)附則第二條の規定」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。ただし、第二條中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第七條第一項第一号ただし書の改正規定及び附則第五條の規定は、昭和四十二年一月一日から施行する。

(昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた旧令による共済組合等の年金受給者の年金の額の特例等)

第二條 昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(以下「昭和四十年年度改定法」という。)第一條第一項、第二條第一項又は第三條第一項に規定する年金で昭和二十三年六月三十日以前に退職し、又は死亡した組合員に係るもののうち、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間(実在職した期間に限る。)がこれらの規定に規定する

退職年金(これに相当する年金を含む。)を受け、最短年金年限以上であるものについては、昭和四十一年十月分以後、その額を、その計算の基礎となつてゐる俸給の額にそれぞれ対応する恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第 号)附則第七條第一項の規定により恩給法(大正十二年法律第四十八号)第二十条に規定する公務員又はその遺族について定められた仮定俸給年額を基準として政令で定める額を退職又は死亡当時の俸給の額とみなし、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第二條第一項第二号に規定する旧法の規定を適用して算定した額に改定する。ただし、改定年金額が従前の年金額に達しない者については、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

2 第一條の規定による改正後の昭和四十年年度改定法第一條第三項から第六項までの規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

3 第一項の規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。

(職権改定)

第三條 第一條の規定による改正後の昭和四十年年度改定法第一條第二項(同法第三條第三項並びに第四條第二項及び第四項(同法第五條第三項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。又は前条第一項の規定による年金の額の改定は、国家公務員共済組合法(昭和

三十三年法律第二百二十八号) 第三条に規定する組合又は同法第二十一条第一項に規定する連合会が、受給者の請求を待たずに行なう。

(日本赤十字社救護員期間のある者の経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第二条第一項第七号(同法第四十二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する更新組合員(同法第四十一条第一項各号に掲げる者を含む。次条において同じ。)がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に退職し、又は死亡した場合において、恩給法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「改正後の法律第五十五号」という。)及び改正後の施行法の規定を適用するとしなければ退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、次条の規定の適用を受けることとなる場合を除き、同法及び第一条の規定による改正後の昭和四十年改定法の規定により、昭和四十一年十月分から、その若しくはその遺族に退職年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又は同月分からその若しくはその遺族のこれらの年金の額を、これらの法律の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定は、改正後の法律第五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者について

ては、適用しない。

3 第一項の規定の適用を受けることとなる者が、同一の給付事由につき一時恩給の支給を受け、又は改正後の施行法第二条第一項第二号の二に規定する旧法等、国家公務員共済組合法若しくは第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の規定による退職一時金、療養一時金若しくは遺族一時金(これらに相当する給付を含む。)の支給を受けた者(国家公務員共済組合法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。)である場合には、当該退職年金又は遺族年金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該一時恩給又はこれらの一時金の額(同条第一項ただし書の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額(以下この項において「支給額等」という。)の一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。)の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

(加算年の算入に伴う経過措置)

第五条 前条の規定は、更新組合員が施行日前に退職し、又は死亡した場合において、改正後の法律第五十五号附則第二十四条第八項及び第二十四条の入並びに改正後の施行法の規定を適用するとしなければ退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときについて準用する。この場合において、前条第一項中「昭和四十一年十月分」とあるのは、「昭和四十二年一月分」と読み替えるものとする。

用するとしなければ退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときについて準用する。この場合において、前条第一項中「昭和四十一年十月分」とあるのは、「昭和四十二年一月分」と読み替えるものとする。

(特例による退職年金の額に関する経過措置)

第六条 改正後の施行法第十三条第一項の規定は、給付事由の生じた日(同項の規定の適用を受けるべき更新組合員に係る遺族年金にあつては、当該更新組合員が退職し、又は死亡した日)が施行日以後である場合について適用し、当該給付事由の生じた日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第七条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

(年金額の改定)

第一条の二 この法律による年金たる給付の額については、国民の生活水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第八条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

(年金額の改定)

第一条の二 この法律による年金たる給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第九条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

(年金額の改定)

第一条の二 この法律による年金たる給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。

理由

恩給法等の一部改正に伴い、昭和四十年に実施した旧令による共済組合等の年金の増額改定の場合における年齢制限を解除し、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じたこれらの年金の額について所要の是正を行ない、国家公務員共済組合の組合員期間に日本赤十字社救護員の在職期間を通算するとともに、長期在職者の低額年金を改善し、妻、子等に係る遺族年金について所要の措

昭和四十一年六月七日 衆議院會議録第六十号

置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十一年三月二十三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「第一項の下に」又は「第二項」を加え、
昭和四十一年一月分から
昭和四十一年十二月分まで
を
昭和四十一年一月分から
昭和四十一年十二月分まで
を
同

昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案外一案

四十一年一月分から
九月分まで
に改め、同項を同条第五

項とし、同条第三項中「第一項の下に」又は「第二

項」を加え、
昭和四十一年七月分から
昭和四十一年十二月分まで
昭和四十一年一月分から
昭和四十一年六月分まで
を
相当
相当
相当

分の三十(旧法の規定による廃疾年金に
する年金にあつては、
三十分の十五)
分の三十(旧法の規定による廃疾年金に
する年金にあつては、
三十分の十)
三十
三十
三十

分の十五
三十分の十五
を
昭和四十一年七
月
昭和四十一年十
月
昭和四十一年十
月

分の十
三十分の十五
を
昭和四十一年七
月
昭和四十一年十
月

月分から
三十分の三十(旧法の規定による廃
疾年金にあつては、
三十分の十)
月分から
三十分の三十(旧法の規定による廃
疾年金にあつては、
三十分の十)
三十分の十五
三十分の十五
三十分の十五
三十分の十五
に改

疾年金に
三十分の十五
三十分の十五
三十分の十五
三十分の十五
に改

め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前
項を」第一項に改め、同項を同条第三項とし、
同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる年金については、前項の規
定により改定された額が当該各号に掲げる額に
満たないときは、昭和四十一年十月分以後、そ
の額を当該各号に掲げる額に改定する。ただ

し、当該年金の額の計算の基礎となつた組合員
期間のうち実在職した期間が旧法の規定による
退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限
に満たない場合は、この限りでない。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に
相当する年金 六万円

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年
金 三万円

第二条第四項中「前条第二項を」前条第三項
に、「同条第二項から第四項まで」を「同条第三
項から第五項まで」に、「同条第三項及び第四
項を」同条第四項及び第五項に改める。

第三条第二項中「第一条第二項を」第一条第
三項に、「同条第三項及び第四項を」同条第四
項及び第五項に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十
一年法律第百三十四号)の一部を次のように改
正する。

第一条の次に次の一条を加える。

(年金額の改定)

第一条の二 この法律による年金たる給付の額
については、国民の生活水準、公共企業体の
職員給与、物価その他の諸事情に著しい変
動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合
勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるも
のとする。

附則第五條第一項第一号ただし書中「第四項

まで」の下に「及び第八項」を加え、同号へ中「第
四十一條第一項」の下に、「第四十一條の二第一
項」を加える。

附則第六條に次の一項を加える。

6 更新組合員に係る遺族年金の支給を受ける
者が妻、子又は孫である場合(妻又は子のう
ちに当該更新組合員に係る恩給法第七十五條
第一項第一号の規定による扶助料を受ける権
利を有する者がある場合を除く)における当
該遺族年金の年額については、第五十八條第
二項第三号、前項又は附則第十四條第四項の
規定により算定した金額が附則第十四條第三
項本文の規定を適用しないものとして恩給法等
の一部を改正する法律(昭和四十一年法律
第 号)附則第六條の規定の例により算定
した金額より少ないときは、第五十八條第二
項第三号、前項又は附則第十四條第四項の規
定にかかわらず、その金額を遺族年金の年額
とする。

附則第九條中(法律第百五十五號附則第二十
四條第四項の規定により恩給の基礎に職年に加
算されることとなつてゐる年月数(同条第七項
の規定により同条第四項第一号又は第三号に規
定する加算年の年月数とみなされる年月数を含
む)を除く)を削る。

附則第十一條第一項中第七號を第八號とし、
第六號を第七號とし、第五號の次に次の一号を
加える。

六 旧日本赤十字社令(明治四十三年勅令第
二百二十八号)の規定に基づき戦地勤務(法
律第百五十五号附則第四十一条の二第一項
に規定する戦地勤務をいう。)に服した日本
赤十字社の救護員としての期間のうち、恩
給公務員期間を除いた期間

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十一年十月一日から
施行する。ただし、第二条中公共企業体職員
等共済組合法附則第五条第一項第一号ただし書
及び第九条の改正規定並びに附則第五条の規定
は、昭和四十二年一月一日から施行する。

(昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生
じた旧法による年金の額の特例等)

第二条 第一条の規定による改正後の昭和四十年
度における公共企業体職員等共済組合法に規定
する共済組合が支給する年金の額の改定に関す
る法律(以下「改正後の昭和四十年改定法」と
いう。)第一条第一項又は第二条第一項に規定す
る年金で昭和二十三年六月三十日以前における
俸給を年金額の算定の基準としたもののうち、
これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員
期間(実在職した期間に限る。)が同法第一条第
一項に規定する旧法の規定による退職年金に相
当する年金の支給を受ける最短期間以上であ
るものについては、昭和四十一年十月分以
後、その額を、その計算の基礎となつている俸

給の額にそれぞれ対応する恩給法等の一部を改
正する法律(昭和四十一年法律第 号)附則
第七条第一項の規定により恩給法(大正十二年
法律第四十八号)第二十条に規定する公務員又
はその遺族について定められた仮定俸給年額を
基準として政令で定める額を俸給の額とみな
し、改正後の昭和四十年改定法第一条第一項
又は第二条第一項の規定の例により算定した額
に改定する。ただし、改定後の年金額が従前の年
金額より少ないときは、従前の年金額をもつて
改定年金額とする。

2 改正後の昭和四十年改定法第一条第四項及
び第五項の規定は、前項の規定による年金額の
改定の場合について準用する。

(職権改定)

第三条 改正後の昭和四十年改定法第一条第二
項又は前条第一項の規定による年金の額の改定
は、公共企業体職員等共済組合法第三条第一項
に規定する共済組合(以下「共済組合」という。)
が、受給者の請求を待たずに行なう。

(日本赤十字社救護員期間の算入に伴う経過措
置)

第四条 第二条の規定による改正後の公共企業体
職員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)
附則第四条第二項に規定する更新組合員(同法
附則第二十六条第一項に規定する転入組合員及
び当該更新組合員又は転入組合員であつた者で
再びもとの共済組合の組合員となつた者を含

む。以下「更新組合員等」という。)であつた者
(更新組合員等で死亡したものを含む。以下同
じ。)又はその遺族について、当該更新組合員等
であつた者の在職年又は組合員期間の計算につ
き次に掲げる規定を適用するとしなければ退職
年金又は遺族年金を支給すべきこととなるとき
は、改正後の法及び改正後の昭和四十年改定
法の規定により、昭和四十一年十月分から、そ
の者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支
給する。

一 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八
年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五
号」という。)附則第四十一条の二及び改正後
の法の規定

二 改正後の法附則第十一条第一項第六号の規
定

2 前項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、
法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各
号に掲げる者については、適用しない。

3 改正後の法附則第十六条第三項の規定は、第
一項の規定により退職年金又は遺族年金を支給
する場合について準用する。この場合におい
て、同条第三項中「退職一時金の支給を受けた
更新組合員であつた者」とあるのは「退職一時
金、廃疾一時金又は遺族一時金の支給を受けた
更新組合員等であつた者又はその遺族」と、「又
は減額退職年金」とあるのは、「減額退職年金又
は遺族年金」と、「当該退職一時金」とあるのは

「当該退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金」
と読み替えるものとする。

4 この法律の施行の日の前日において現に第二
条の規定による改正前の公共企業体職員等共済
組合法の規定により退職年金、減額退職年金又
は遺族年金を受ける権利を有する者について、
当該年金に係る更新組合員等であつた者の組合
員期間の計算につき法律第百五十五号附則第四
十一条の二及び改正後の法の規定を適用すると
したならば当該年金の年額が増加することとな
るときは、改正後の法の規定により、昭和四十
一年十月分から、当該年金の年額を改定する。
(加算年の算入に伴う経過措置)

第五条 前条第一項から第三項までの規定は、更
新組合員等であつた者又はその遺族について、
当該更新組合員等であつた者の在職年の計算に
つき法律第百五十五号附則第二十四条第八項及
び第二十四条の八並びに改正後の法の規定を適
用するとしなければ退職年金又は遺族年金を支
給すべきこととなる場合について準用する。こ
の場合において、前条第一項中「昭和四十一年
十月分」とあるのは、「昭和四十二年一月分」と
読み替えるものとする。

(費用の負担)

第六条 附則第二条、第四条及び前条の規定によ
り生ずる共済組合の追加費用は、公共企業体が
負担する。

昭和四十一年六月七日 衆議院會議録第六十号

理由

恩給法等の一部改正に伴い、昭和四十年に実施した公共企業体職員等共済組合が支給する年金の増額改定の場合における年齢制限を緩和し、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた年金の額について所要の是正を行ない、公共企業体職員等共済組合の組合員期間に日本赤十字社救護員の在職期間を通算するとともに、長期在職者の低額年金を改善し、妻、子等に係る遺族年金について所要の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長三池信君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

三池信君登壇

○三池信君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、別途今国会に提出されました恩

給法等の一部を改正する法律案に準じまして、主として次のような改正を行なうとするものであります。

まず、昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正し、

第一に、昭和四十年度におきまして共済年金の増額改定をいたしました際、年金受給者の年齢に応じ、その増加額の全部または一部の支給を一定期間停止する措置が講ぜられましたが、今回、六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子については昭和四十一年十月分、その他の者については昭和四十二年一月分以降、この制限を撤廃することとしたしております。

第二に、共済年金の基礎となっている実在職した組合員期間の年数が退職年金についての最短期間である年金受給者のうち、退職年金あるいは廃疾年金の額が六万円に満たない者または遺族年金の額が三万円に満たない者に対しては、それぞれ六万円または三万円を支給することとしたしております。

次に、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正し、

第一に、日本赤十字社救護員の戦時衛生勤務に服した期間を、共済組合の組合員期間に算入するよう所要の改正を行なうこととしたしております。

第二に、現行の国家公務員共済組合法施行前の年金受給者の年金額につきまして、国民の生活水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする旨の調整規定を設けることとしたしております。

次に、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正におきましても、年金の額についての調整規定を設けることとしたしております。

最後に、附則におきまして、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた年金の額につきまして、同日後に給付事由の生じた年金の額との調整を行なうこととするほか、現行の国家公務員共済組合法等におきましても、年金の額についての調整規定を設けることとしたしております。

続いて、昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案も、恩給法等の改正内容に準じ、公共企業体の共済組合が支給する年金につきまして、さきに申し述べました法律案の場合とはほぼ同様の措置を講じようとするものでありますので、その内容につきましては説明を省略することいたします。

以上が、両法律案の概要であります。両案に

対しましては、木村武千代君外三十八名より、自民、社会、民社三党共同提案にかかる同一趣旨の修正案がそれぞれ提出されました。

修正案の内容は、原案において講ずることとしたしております長期勤続者の低額年金是正措置のうち、廃疾年金につきましては、長期在職の要件を撤廃し、すべての廃疾年金受給者に六万円の支給を保障しようとするものであります。

次いで、両修正案のうち、明年度以降予算措置が必要となります国家公務員共済年金関係につきまして、内閣の意見を聴取いたしましたところ、福田大蔵大臣より「本修正案は、やむを得ないものと考え、」旨の意見が述べられました。

かくして、両原案並びに両修正案につきまして、慎重審査の結果、本七日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、両修正案並びに修正部分を除く両原案はいずれも全会一致をもって可決され、よって、両案は修正議決すべきものと決しました。

なお、両案に対しましては、全会一致をもって附帯決議を付すべきものと決しました。

附帯決議の要旨は、調整規定の運用について適切な配慮をすること、短期給付に対する国庫負担制度についても検討すること、共済組合連合会の評議員会に組合員の意向が十分反映できる方途につき検討すること、及び男子の退職一時金と通算年金の選択制については実情を考慮して検討すること、というものであります。これに対し、

福田大蔵大臣並びに郡郵政大臣より、それぞれ趣旨を勘案して検討する旨の発言がありました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち、第一条第一項の次に一項を加える改正規定中「当該年金」を「旧法の規定による退職年金又は遺族年金に相当する年金については、当該年金」に改める。

昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

昭和四十一年六月七日 衆議院会議録第六十号

第一条のうち、第一条第一項の次に一項を加える改正規定中「当該年金」を「旧法の規定による退職年金又は遺族年金に相当する年金については、当該年金」に改める。

○議長(山口喜久一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも修正であり、す。両案は委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(山口喜久一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十六分散会

出席国務大臣

大蔵大臣 福田 赳夫君
農林大臣 坂田 英一君
郵政大臣 郡 祐二君
国務大臣 安井 謙君

出席政府委員

電気通信監理官 畠山 一郎君

○朗読を省略した議長長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る五月三十一日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律

国民健康保険法の一部を改正する法律

一、去る一日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件

一、去る三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

郵便法の一部を改正する法律

中部圏開発整備法

一、去る三日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、次の通知書を受領した。

内閣郵第二〇号

昭和四十一年六月三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議長 山口喜久一郎殿

本年五月二十八日国会に提出した「公共企業

体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)については、郵便法の一部を改正する法律が成立し、検討の結果、経費の流用等によつて、公共企業体等労働委員会の本年五月十九日の仲裁裁定第一項を実施しうる見込みが明らかになりましたので、この旨御通知いたします。

昭和四十一年六月三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議長 山口喜久一郎殿

本年五月二十八日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)」については、郵便法の一部を改正する法律が成立し、検討の結果、経費の流用等によつて、公共企業体等労働委員会の本年五月十九日の仲裁裁定第一項を実施しうる見込みが明らかになりましたので、この旨御通知いたします。

(政府委員解任)

一、去る五月三十一日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、同日(外務省欧亜局長)北原秀雄および(同経済局長)加藤匠夫の第五十一回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、去る三日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、同日(通商産業省通商局長)山崎隆造の第五十一回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

一、去る三日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、同日(通商産業省通商局長)山崎隆造の第五十一回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

一、去る三日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、同日(通商産業省通商局長)山崎隆造の第五十一回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

昭和四十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案外一案 朗読を省略した議長長の報告

昭和四十一年六月七日 衆議院會議録第六十号 朗読を省略した議長の報告

(政府委員承認)

一、去る一日、山口議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十一回国会政府委員に任命することを承認した。

土地調整委員会委員長 黒河内 透
外務省欧亜局長事務代理 高島 益郎
外務省経済局長事務代理 鶴見 清彦

一、去る二日、山口議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十一回国会政府委員に任命することを承認した。

防衛庁教育局長 中井 亮一
防衛庁人事局長 穴戸 基男
経済企画庁長官 財前 直方
官房会計課長

一、去る三日、山口議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十一回国会政府委員に任命することを承認した。

社会保障制度審議会事務局長 福田 芳助
厚生大臣官房会計課長 高木 玄
通商産業省通商局長事務代理 原田 明

(政府委員任命)

一、去る一日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、一日議長において承認した黒河内透外二名を同日第五十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る三日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、二日付議長において承認した中井亮一外二名を三日第五十一回国会政府委員に任命した旨

の通知を受領した。

一、去る四日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、三日付議長において承認した福田芳助外二名を四日第五十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る二日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、一日付をもつて防衛庁教育局長穴戸基男は同人事局長に、経済企画庁長官官房会計課長平山正隆は同審議官にそれぞれ任命され、また同日付をもつて防衛庁人事局長堀田政孝は退職したので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

一、去る三日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、一日付をもつて社会保障制度審議会事務局長河角泰助は厚生大臣官房付に、厚生大臣官房会計課長戸澤政方は同審議官にそれぞれ任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(要求書受領)

一、今日、内閣から、系系業振興審議会委員に参議院議員羽生三七君を任命したいので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、今日、内閣から、米価審議会委員に本院議員角屋堅次郎君、同丹羽兵助君、同根本龍太郎君、衆議院議員白井勇君、同仲原善一君及び同渡辺勘吉君を任命したいので、国会法第三十九

条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

(常任委員辞任)

一、去る五月三十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

吉田 賢一君

法務委員

中垣 國男君

大蔵委員

野口 忠夫君

文教委員

横山 利秋君

農林水産委員

中澤 茂一君

予算委員

西宮 弘君

社会労働委員

愛知 揆一君

農林水産委員

淡谷 悠蔵君

森 義視君

山本 幸一君

建設委員

淡谷 悠蔵君

建設委員

木部 佳昭君

建設委員

石田 有全君

建設委員

帆足 計君

建設委員

神近 市子君

建設委員

栗原 俊夫君

建設委員

森本 靖君

建設委員

石田 有全君

建設委員

森 義視君

建設委員

中村 高一君

建設委員

華山 親義君

建設委員

井谷 正吉君

建設委員

長谷川正三君

建設委員

小山 省二君

建設委員

久保田鶴松君

建設委員

西岡 武夫君

建設委員

保科善四郎君

建設委員

大原 亨君

建設委員

馬場 元治君

建設委員

鍛冶 良作君

建設委員

松山千恵子君

建設委員

西岡 武夫君

建設委員

保科善四郎君

建設委員

大原 亨君

建設委員

馬場 元治君

建設委員

鍛冶 良作君

建設委員

松山千恵子君

建設委員

西岡 武夫君

建設委員

保科善四郎君

建設委員

大原 亨君

建設委員

馬場 元治君

建設委員

鍛冶 良作君

建設委員

松山千恵子君

建設委員

西岡 武夫君

建設委員

保科善四郎君

建設委員

大原 亨君

建設委員

馬場 元治君

建設委員

鍛冶 良作君

建設委員

松山千恵子君

建設委員

西岡 武夫君

建設委員

保科善四郎君

建設委員

大原 亨君

建設委員

馬場 元治君

建設委員

鍛冶 良作君

建設委員

松山千恵子君

建設委員

西岡 武夫君

建設委員

保科善四郎君

建設委員

大原 亨君

建設委員

馬場 元治君

建設委員

鍛冶 良作君

建設委員

松山千恵子君

建設委員

西岡 武夫君

建設委員

保科善四郎君

建設委員

大原 亨君

建設委員

馬場 元治君

建設委員

鍛冶 良作君

建設委員

松山千恵子君

建設委員

西岡 武夫君

建設委員

保科善四郎君

建設委員

大原 亨君

建設委員

馬場 元治君

建設委員

鍛冶 良作君

建設委員

松山千恵子君

建設委員

西岡 武夫君

建設委員

保科善四郎君

建設委員

大原 亨君

建設委員

馬場 元治君

建設委員

鍛冶 良作君

建設委員

松山千恵子君

建設委員

西岡 武夫君

建設委員

保科善四郎君

建設委員

大原 亨君

建設委員

馬場 元治君

建設委員

鍛冶 良作君

建設委員

松山千恵子君

建設委員

西岡 武夫君

建設委員

保科善四郎君

建設委員

大原 亨君

建設委員

馬場 元治君

建設委員

鍛冶 良作君

建設委員

松山千恵子君

建設委員

西岡 武夫君

建設委員

保科善四郎君

建設委員

大原 亨君

建設委員

馬場 元治君

建設委員

鍛冶 良作君

建設委員

松山千恵子君

建設委員

西岡 武夫君

建設委員

保科善四郎君

建設委員

大原 亨君

建設委員

馬場 元治君

建設委員

鍛冶 良作君

建設委員

松山千恵子君

建設委員

西岡 武夫君

建設委員

保科善四郎君

建設委員

大原 亨君

建設委員

馬場 元治君

建設委員

鍛冶 良作君

建設委員

松山千恵子君

建設委員

西岡 武夫君

建設委員

保科善四郎君

建設委員

大原 亨君

建設委員

馬場 元治君

建設委員

鍛冶 良作君

建設委員

松山千恵子君

建設委員

西岡 武夫君

建設委員

保科善四郎君

建設委員

大原 亨君

建設委員

馬場 元治君

建設委員

鍛冶 良作君

建設委員

松山千恵子君

建設委員

西岡 武夫君

建設委員

保科善四郎君

建設委員

大原 亨君

建設委員

馬場 元治君

建設委員

鍛冶 良作君

建設委員

松山千恵子君

建設委員

西岡 武夫君

建設委員

保科善四郎君

建設委員

大原 亨君

建設委員

馬場 元治君

建設委員

鍛冶 良作君

建設委員

松山千恵子君

建設委員

西岡 武夫君

建設委員

保科善四郎君

建設委員

大原 亨君

建設委員

馬場 元治君

建設委員

鍛冶 良作君

建設委員

松山千恵子君

建設委員

西岡 武夫君

建設委員

保科善四郎君

建設委員

大原 亨君

建設委員

馬場 元治君

建設委員

鍛冶 良作君

建設委員

松山千恵子君

建設委員

西岡 武夫君

建設委員

保科善四郎君

建設委員

大原 亨君

建設委員

馬場 元治君

建設委員

鍛冶 良作君

建設委員

松山千恵子君

一、去る三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

久保田鶴松君

西宮 弘君

法務委員

馬場 元治君

森下 元晴君

大蔵委員

賀屋 興宣君

鍛冶 良作君

社会労働委員

八木 一男君

山中日露史君

農林水産委員

西宮 弘君

久保田鶴松君

運輸委員

砂田 重民君

八木 一男君

建設委員

山中日露史君

八木 一男君

予算委員

賀屋 興宣君

馬場 元治君

一、昨六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

文教委員

久野 忠治君

石田 博英君

決算委員

石田 博英君

久野 忠治君

(常任委員補欠選任)

一、去る五月三十一日、議長において、次の通り

常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

西村 榮一君

吉田 賢一君

法務委員

鍛冶 良作君

吉田 賢一君

中垣 國男君

西村 榮一君

大蔵委員

中澤 茂一君

西宮 弘君

川俣 清吉君

横山 利秋君

文教委員

野口 忠夫君

日野 吉夫君

社会労働委員

中垣 國男君

松山千恵子君

農林水産委員

日野 吉夫君

西宮 弘君

予算委員

野口 忠夫君

中澤 茂一君

一、去る一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

外務委員

濱野 清吉君

愛知 揆一君

社会労働委員

山本 幸一君

淡谷 悠藏君

農林水産委員

華山 親義君

淡谷 悠藏君

建設委員

山本 幸一君

森 義視君

地方行政委員

小山 省二君

帆足 計君

長谷川正三君

中村 高一君

神近 市子君

木部 佳昭君

井谷 正吉君

石田 宥全君

決算委員

井谷 正吉君

森 義視君

石田 宥全君

栗原 俊夫君

森本 靖君

華山 親義君

一、去る二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

渡辺美智雄君

西岡 武夫君

大原 亨君

保科善四郎君

藤尾 正行君

西宮 弘君

地方行政委員

藤尾 正行君

久保田鶴松君

森下 元晴君

馬場 元治君

法務委員

鍛冶 良作君

松山千恵子君

文教委員

馬場 元治君

稻村 隆一君

社会労働委員

保科善四郎君

西岡 武夫君

農林水産委員

久保田鶴松君

西宮 弘君

建設委員

西宮 弘君

地方行政委員

西宮 弘君

法務委員

賀屋 興宣君

鍛冶 良作君

馬場 元治君

森下 元晴君

大蔵委員

山中日露史君

砂田 重民君

社会労働委員

八木 一男君

農林水産委員

久保田鶴松君

西宮 弘君

運輸委員

松浦周太郎君

建設委員

八木 一男君

山中日露史君

予算委員

馬場 元治君

賀屋 興宣君

法務委員

石田 博英君

久野 忠治君

文教委員

久野 忠治君

石田 博英君

決算委員

久野 忠治君

石田 博英君

(特別委員選任)

一、去る五月三十一日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

体育振興に関する特別委員

坂本 泰良君

栗山 礼行君

科学技術振興対策特別委員

泊谷 裕夫君

有馬 輝武君

(特別委員補欠選任)

一、去る五月三十一日、議長において、次の通り

特別委員補欠選任

米内山義一郎君

有馬 輝武君

昭和四十一年六月七日 衆議院會議録第六十号 朗読を省略した議長の報告

一三三〇

特別委員の補欠を指名した。
体育振興に関する特別委員

泊谷 裕夫君 小平 忠君
坂本 泰良君

一、去る二日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

有馬 輝武君 米内山義一郎君

(議案提出)

一、去る五月三十一日、議員から提出した議案は次の通りである。

勸業基金法案(綱島正興君外十名提出)

一、去る五月三十一日、内閣から提出した議案は次の通りである。

審議会等の整理に関する法律案

(条約受領)

一、去る一日、参議院から受領した条約は次の通りである。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めの件

(議案受領)

一、去る一日、参議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

(条約付託)

一、去る一日、委員会に付託された条約は次の通りである。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めの件(条約第六号)(参議院送付)

外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る五月三十一日、委員会に付託された議案は次の通りである。

審議会等の整理に関する法律案(内閣提出第一五六号) 内閣委員会 付託

臨時医療保険審議会法案(内閣提出第一四八号)

社会労働委員会 付託

内航海運業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五二号) 運輸委員会 付託

一、去る一日、委員会に付託された議案は次の通りである。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)(参議院送付)

地方行政委員会 付託

一、去る三日、委員会に付託された議案は次の通りである。

勸業基金法案(綱島正興君外四十名提出、衆法第四七号) 大蔵委員会 付託

(条約送付)

一、去る五月三十一日、参議院に送付した条約は次の通りである。

アジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件

(議案送付)

一、去る五月三十一日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

港灣運送事業法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

国民年金法の一部を改正する法律案

児童扶養手当法の一部を改正する法律案

重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案

法律案

一、去る三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

勸業基金法案(綱島正興君外四十名提出)

(議案消滅)

一、去る三日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、次の件は郵便法の一部を改正する法律が成立し、経費の流用等により裁定を実施しうる見込みが明らかになつた旨の通知があつたので自然消滅となつた。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

一、去る五月三十一日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案

一、去る三日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件につき

通知書を受領した結果、次の件は自然消滅となつた旨参議院に通知した。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

一、去る三日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

中部圏開発整備法案

一、去る三日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

郵便法の一部を改正する法律案

一、去る三日、内閣から、衆議院議員中村時雄君提出清掃法施行規則に関する質問に対して、現地調査をする必要があり、これに日時を必要とするため、昭和四十一年六月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、最近における果樹農業及びこれを取りまく諸情勢の変化に対処し、今後の果樹農業の健全な発展を推進するため所要の改正を行なうとするもので、主な改正点は、次のとおりである。

1 果樹農業振興基本方針の樹立

農林大臣は、主要な種類の果樹につき、果実の需要の長期見通しに即した植栽及び果実の生産の目標、果樹園経営の近代化、果実の流通及び加工の合理化等に関する果樹農業振興基本方針を定めるものとする。

2 都道府県の果樹農業振興計画の作成

イ 都道府県知事は、果樹農業振興基本方針に即して、主要な種類の果樹につき、植栽及びその果実の生産の目標、近代的な果樹園経営の指標、生産基盤の整備、果実の流通及び加工の合理化等に関する果樹農業振興計画を定めることができるものとする。

ロ 都道府県知事は、イの計画において、必要な果樹についての広域の濃密生産団地の形成に関する方針を明らかにするものとする。

3 果樹園経営計画に関する規定の整備

果樹園経営計画の認定の請求期間を昭和五十一年三月三十一日まで延長するとともに、当該計画に基づく未墾地取得資金についての農林漁業金融公庫の融資条件を整備するものとする。

4 加工原料用果実の取引に関する取決め

農業協同組合その他果実の販売業者及び果実加工業者は、それぞれ加工原料用果実の売買に係る数量、価格又は取引方法について取決めを締結することができるものとし、その取決め及びこれに基づいてする行為には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、適用しないものとする。

5 その他所要の規定を整備すること。

二 議案の可決理由

昭和四十一年六月七日 衆議院会議録第六十号 議案に関する報告書

果樹農業の現状にかんがみ、本案の措置は適当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十一年六月一日

農林水産委員長 中川 俊思

衆議院議長 山口喜久一郎殿

公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、有線放送電話接続通話制度実施の際に経過的に認められた通話の範囲に関する特例措置の適用期間を延長しようとするもので、その内容は、次のとおりである。

1 特例措置の適用期間の延長

現行法附則第三項において、特例措置の適用期間を、この法律の施行の日から起算して「三年間」と規定しているのを「五年間」と改めること。

2 施行期日

本法は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、有線放送電話接続通話の範囲に関する特例措置をなお継続することが必要である実情にかんがみ、適切妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

昭和四十一年六月六日

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

この法律の施行に關し、政府及び日本電信電話公社に対し、左記のとおり要望する。

一 本特例については、延長期間中において所要の施策を講じ、特例期間を再延長することのないよう措置すること。

一 有線放送電話については、公衆電気通信業務一元化の基本方針にのっとり、地域の実情に即して、その電話業務は公社電話への移行等を促進し、また放送業務は有線放送施設者の自営のもとにその健全な発展を期し得るよう措置すること。

右決議する。

昭和三十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十八年度国税収金整理資金受払計算書及び昭和三十八年度政府関係機関決算書に関する報告書

決算の内容

(H) 一般會計

昭和三十八年度一般会計歳入歳出決算は、歳入三兆二千三百十二億一千四百万円余、歳出三兆四百四十二億九千百万円余であり、差引千八百六十九億二千二百万円余の剰余金を生じたが、この剰余金のうち九億八千万円余は、国立学校特別会計法附則第三項の規定により国立学校特別会計の昭和三十九年度の歳入に繰り入れ、残額は財政法第四十一条の規定によつて、昭和三十九年度の歳入に繰り入れられている。

以上の決算額を予算額と比較すると、歳入においては、予算額三兆五百六十八億七千万円余に對し、千七百四十四億七千万円余の増加となり、歳出においては、予算額三兆五百六十八億七千万円余に前年度繰越額五百二十二億九千九百万円余を合わせた予算現額は三兆千九十一億七百万円余であり、このうち支出済額は三兆四百四十二億九千万円余、翌年度繰越額は、四百十二億六百万円余、不用額は、二百三十六億八百万円余である。

国の債務のうち、予算総則に定めのある債務負担の本年度限度額は百十億千五百万円余であるが、実際の債務負担額は、四十三億四千七百万円余であり、既往年度からの繰越債務額は三十四億七千万円余、本年度支出その他の理由による債務消滅額は、十二億二千

百万円余で、六十五億九千八百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

歳出予算の繰越債務については、本年度において債務を負担して翌年度へ繰り越した債務額は、二百二十一億七千万円余であり、既往年度からの繰越債務額は、二百二十五億九千万円余、本年度支出その他の理由による借務消滅額は、二百十八億三千万円余で、二百二十九億三千万円余が翌年度以降へ繰り越された。

財政法第十四条の二第一項の規定に基づく継続費による債務負担の本年度限度額は、百三十五億三千九百万円余であるが、実際の債務負担額は八十五億八千万円余であり、既往年度からの繰越債務額は、七十三億六千四百万円余、本年度支出その他の理由による債務消滅額は、七十二億九千三百万円余で、八十六億五千百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

財政法第十五条第一項の規定に基づく国庫債務負担行為の本年度限度額は、五百八十六億五千八百万円余であるが、実際の債務負担額は、五百五十九億円余、既往年度からの繰越債務額は、千百四十六億二千二百万円余、本年度支出その他の理由による債務消滅額は、七百一十一億八千七百万円余で、九百九十三億三千五百万円余が翌年度以降へ繰り越されたと

公債の本年度債務負担額は、内国債、七百

二十一億五千六百万円余、外国債（円換算以下同じ）五十億四千七百万円余、計七百七十二億四百万円余であり、既往年度からの繰越債務額は、内国債四千八百八億二千六百万円余、外国債三百七十六億六千万円余、計四千四百八十四億八千七百万円余、本年度償還その他の理由による債務消滅額は、内国債六百七億二千三百万円余、外国債百七十七億八千七百万円余で、内国債四千二百二十二億六千万円余、外国債二百四十九億二千万円余が翌年度以降へ繰り越された。

(二) 特別會計

昭和三十八年度特別会計の数は四十一である。その決算額の合計は、歳入五兆三千八百三十三億三百万円余、歳出四兆七千八百五十八億六千八百万円余である。

昭和三十八年度特別会計に属する国の債務のうち、予算総則に定めのある債務負担の本年度限度額は、六十七億円であるが、実際の債務負担額は、五十九億七千七百万円余であり、既往年度よりの繰越債務額は、一千九百万円余、本年度支出その他の理由による債務消滅額は、五十九億五千百万円余で、四千五百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

歳出予算の繰越債務については、本年度に
おける債務負担額は、二百二億六千九百万円
余であり、既往年度よりの繰越債務額は、百
四十六億四千七百万円余、本年度支出その他

の理由による債務消滅額は、百四十六億九百万円余で、二百三億六百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

財政法第十五条第一項の規定に基づく国庫債務負担行為の本年度限度額は、七百七十七億三百万円余であるが、実際の債務負担額は、六百六十四億五千万円余で、既往年度からの繰越債務額は、四百四十五億三千三百万円余、本年度支出その他の理由による債務消滅額は、五百三十六億四千三百万円余で、五百七十三億四千万円余が繰年度以降へ繰り越された。

公債の本年度発行その他の理由による債務負担額は、百四十億千六百万円で、既往年度からの繰越債務額は、百十七億六千八百万円余、本年度償還その他の理由による債務消滅額は、二十八億千百万円余で、二百二十九億七千二百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

借入金の本年度債務負担額は、百五十八億三千七百万円余で、既往年度からの繰越債務額は、一千九十億八千六百万円余、本年度償還その他の理由による債務消滅額は、五十億五千四百万円余で、一千百九十八億六千九百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

短期証券の本年度発行額は、三兆三千六十
六億四千百万円であり、既往年度からの繰越
債務額は、六千六百七十一億六千万円、本年

度償還その他の理由による債務消滅額は、三兆四千二百二十一億八千六百万円で、五千五百十六億千五百万円が翌年度以降へ繰り越された。

(三) 国税収納金整理資金の受入は、収納済額二兆五千六百十九億四千三百万円余であり、この資金からの支払命令済額及び歳入への組入額は二兆五千五百四十七億九千万円余で、七十一億五千二百万円余が昭和三十八年度末の資金残額となつてゐる。これは、主として国税に係る還付金の支払決定済支払命令未済のものである。

(四) 政府関係機関

本年度政府関係機関の数は十三で、収入合計は、二兆六千七百二十億四百万円余、支出合計は二兆四千七百三十一億千七百万円余である。

二 議決の内容

昭和三十八年度一般会計歳入歳出決算、同年度特別会計歳入歳出決算、同年度国税収納金整理資金受払計算書及び同年度政府関係機関決算書につき左のごとく議決すべきものと議決した。本院は、毎年度決算の審議に際し、予算の効率的執行並びに不当事項の根絶について、繰り返し政府に注意を喚起してきたにもかかわらず、依然として改善のあとが見られないのは、まことに遺憾である。

(一) 本年度決算審査の結果、予算の執行が適切

を欠いたため、その効率的使用等所期の成果が十分達成されていないと思われる事項が見受けられる。

政府は、左記事項については、特に留意して、適切な措置をとるべきである。

(1) 一般会計、特別会計を通じ、補助金等について、その経理が適正でなく、補助効果があがつていないものが少なくない。

公共事業関係の補助金では、農林省、運輸省、建設省において、事業が補助の対象として不適当であり、あるいは事業費の積算が過大であり、または、工事の施行が不良であつたもの等が多い。

また公共事業関係以外の補助金では、総理府、文部省、厚生省、農林省、通商産業省において、事業が申請どおり施行されず、補助の効果があがつていないもの、または補助金が正当に使用されていないため、国庫補助の目的をはたしていないもの等が多く認められる。

政府は、これらの事例にかんがみ、工事の監督、検収を厳にするほか、事業の施行実績の調査、確認を十分に行ない、また事業主体に対して適切な啓発、指導を行なうとともに、年々かくのごとき、莫大な金額に上る不適正や非効率が生じないように努めるべきである。

(2) 国有財産の管理及び処分についてその貸

し付け、交換、売り払い等の処分が必ずしも十分でないと思われる事例が見受けられる。

特に、公共の用に供すべき行政財産である河川敷が営利企業に使用され、占用期間及び占用取消処分に伴う補償の有無等の許可条件も不明確のままきわめて低額の占用料で使用されているものがある。

政府は、国有財産の管理及び処分にあつては、細心の注意を払うとともに、これら財産が、国民生活の向上のために有効適切に活用されるよう心掛けるべきである。

また、各省及び政府関係機関等において、幹部職員等に宿舍等の交換、売り払い処分をしているものがあるが、これらについては、さきに政府の決定した方針に基づき、自今国民の疑惑をまねくべき処分をなすことを期待する。

(3) 公社、公庫等についてその事業運営が適切でなく、また、会計経理の事務処理においても適正を欠いているものが多いことに對し、本院は、しばしば警告を発してきたが、本年度も依然として改善の實があがつていない。

政府は、政府関係機関等に対して適切な指導勧告を行ない、事業運営の向上を図るべきである。

(4) 職員の不正行為によつて国に損害を与え

ているものが郵政省において多数見受けられる。これらは、郵便局の職員が、郵便貯金等を受領しながら受入処理をしない等して現金を領得したものである。これらのなかには、監督の地位にある特定郵便局長等によるものがあり、これが連年続いて発生しているのはまことに遺憾である。

政府は、これら職員の責任の自覚をうながすとともに、かかる不正行為に対する予防措置に万全を期し、国民の信を失ふことのないよう留意すべきである。

(二) 昭和三十八年度決算検査報告において会計検査院が指摘した不当事項については、これを不当と認める。

政府は、これら指摘事項について、それぞれ是正の措置を講ずるとともに、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう、制度、機構の改正整備を図り、官紀を肅正して万全を期すべきである。

(三) 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成並びに執行にあつては、本院の決算審議の結果を十分に考慮して、財政運営の健全化を図り、もつて国民の信託にこたえるべきである。

右報告する。

昭和四十一年六月六日 決算委員長 吉川 久衛

衆議院議長 山口喜久一郎殿

昭和三十八年度国有財産増減及び現在額總計算書に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、昭和三十八年度において、増加または減少した国有財産及び同年度末国有財産現在額の報告で、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に提出されたものである。

昭和三十八年度中に増加した国有財産の額は、一般会計並びに特別会計を合わせて三千七百三十二億三千五百四十四円余、同じく減少した額は一千百十三億七千七百四十四円余、差引純増加額は二千六百十九億七千七百四十四円余である。

これを前年度末現在額三兆四千四百九十三億四百四十四円余に加算すると、本年度末現在額は三兆六千八百八十二億二千二百四十四円余である。そのおもなものは、政府出資等一兆三千四百七十九億四千六百四十四円余、土地七千二百六十五億二千四百四十四円余、立木竹六千三百三十六億二千四十四円余、建物四千三百九十八億八千七百四十四円余である。

なお、増減のおもなものは、増においては、政府出資等一千二百六十八億九千九百六十四円余、建物六百五十四億二千六百四十四円余、工作物五百三十四億六千三百四十四円余、土地五百六億七千九百四十四円余等であり、減においては、土地四百五十六億二千五百四十四円余、建物二百二億二千四十四円余、工作物百四十二億六千四百四十四円余等である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和四十一年六月六日

決算委員長 吉川 久衛

衆議院議長 山口喜久一郎殿

昭和三十八年度国有財産無償貸付状況總計算書に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、昭和三十八年度における国有財産無償貸付の状況を表示した報告で、国有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に提出されたものである。

昭和三十八年度中の無償貸付の増加額は、一般会計並びに特別会計を合わせて五十八億七千七百四十四円余、同じく減少額は四十一億九千九百四十四円余、差引純増加額は十六億七千七百四十四円余である。

これを前年度末現在額二百二十八億四千三百四十四円余に加算すると本年度末現在額は二百四十五億四千四百四十四円余である。

そのおもなものは、公園の用に供するもの二百二十八億八千九百四十四円余、生活困難者の収容施設の用に供するもの十四億九百四十四円余等である。なお、増加したおもなものは、公園の用に供

するもの五十四億三千九百四十四円余、生活困難者の収容施設の用に供するもの三億九千三百四十四円余等であり、減少したおもなものは、公園の用に供するもの三十六億四千九百四十四円余、生活困難者の収容施設の用に供するもの四億六千四百四十四円余等である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和四十一年六月六日

決算委員長 吉川 久衛

衆議院議長 山口喜久一郎殿

昭和三十八年度物品増減及び現在額總計算書に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、昭和三十八年度において、増加または減少した物品の額及び同年度末物品現在額の報告で、物品管理法第三十八条第三項の規定に基づき、国会に提出されたものである。

昭和三十八年度中に増加した物品の額は、一般会計並びに特別会計を合わせて一千四百七十七億三千九百四十四円余、同じく減少した額は九百九十九億三千九百四十四円余、差引純増加額は四百七十八億七千九百四十四円余である。

また、本年度に実施した価格改定による純増

加額は六億千九百四十四円余である。

これらを前年度末現在額二千八百八十二億三千五百四十四円余に加算すると、本年度末現在額は三千三百六億五千四百四十四円余である。

そのおもなものは、防衛用車両五百二十四億三千六百四十四円余、試験及び測定機器四百九十一億二百四十四円余、車両及び軌条三百六十五億五千四百四十四円余等である。

なお、増減のおもなものは、増においては、車両及び軌条二百七十七億二千八百四十四円余、土木機器百八十五億四千四百四十四円余、試験及び測定機器百五十八億七千五百四十四円余等であり、減においては、土木機器二百一十一億九千八百四十四円余、車両及び軌条百六十八億四千三百四十四円余、荷役運搬機器八十一億八千五百四十四円余等である。

また、価格改定による差引純増加額のおもなものは、産業機器二億五千七百四十四円余、試験及び測定機器一億五千四百四十四円余等である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和四十一年六月六日

決算委員長 吉川 久衛

衆議院議長 山口喜久一郎殿

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、現行九つの祝日に、建国記念の日(二月十一日)、敬老の日(九月十五日)及び体育の日(十月十日)の三つの祝日を加え、これに伴う関係法律の規定を整備しようとするものである。

二 議案の修正議決理由

本案は、国民世論の動向にかんがみ、おおむね妥当な措置と認めるが、なお、建国記念の日となる日については、修正することを適当と認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

昭和四十一年六月七日

内閣委員長 木村 武雄

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

第二条成人の日の項の次に次のように加える。

建国記念の日

政令で定める日

二月十一日 建国をしのび、

国を愛する心を養う。

第二条こどもの日の項の次に次のように加える。

敬老の日 九月十五日 多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う。

う。第二条秋分の日(九月二十三日)の項の次に次のように加える。

体育の日 十月十日 スポーツにしたしみ、健康な心身をつちかう。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(建国記念の日となる日を定める政令の制定)

2 改正後の第二条に規定する建国記念の日となる日を定める政令は、この法律の公布の日から起算して六月以内に制定するものとする。

3 内閣総理大臣は、改正後の第二条に規定する建国記念の日となる日を定める政令の制定の立案をしようとするときは、建国記念日審議会に諮問し、その答申を尊重してしなければならない。

(総理府設置法の一部改正)

4 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中間和对策協議会の項の次に次のように加える。

建国記念日審議会
内閣総理大臣の諮問に応じて建国記念の日となるべき日について調査審議すること。

附則第四項中「附則施行期日の下に、建国記念日審議会は、昭和四十一年十一月十五日までに」を「昭和四十一年十一月十五日までに」を加える。

(スポーツ振興法の一部改正)

12⁵ スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百四十一号)の一部を次のように改正する。

一 号の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「(体育の日の行事)」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「スポーツの日の趣旨にふさわしい事業」を「国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第二条に規定する体育の日において、国民の間にひろくスポーツについての理解と関心を深め、かつ、積極的にスポーツをする意欲を高揚するような行事」に改め、同項を同条とする。

(老人福祉法の一部改正)

13⁶ 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

の五を次のように改める。

第五条を次のように改める。

(敬老の日の行事)

第五条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第二条に規定する敬老の日において、ひろく国民が老人の福祉についての関心と理解を深め、かつ、老人が自らの生活の向上に努める意欲を高めるような行事が実施されるよう努めなければならない。

昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的
本案は、別途国会に提出された「恩給法等の一部を改正する法律案」により行なおうとしている給付の改善と同様の措置を、昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金

の額の改定に関する法律(以下、昭和四十年年度改定法という。)、「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下、施行法という。)」及び「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(以下、旧令特別措置法という。)」の適用者に対しても行なおうとするもので、主な内容は次のとおりである。

(一) 昭和四十年年度における共済年金の増額に際しては、年金受給者の年令に応じ、その増加額の全部又は一部の支給を一定期間停止する措置が講ぜられたが、この措置を六十五才以上の者及び六十五才未満の妻、子については昭和四十一年十月分、その他の者については昭和四十二年一月分以降撤廃すること。(昭和四十年年度改定法の一部改正)

(二) 共済年金の基礎となつてゐる実在職した組合員期間の年数が退職年金についての最短所要年限以上である年金受給者のうち、退職年金あるいは遺族年金の額が六万円に満たない者又は遺族年金の額が三万円に満たない者に對しては、それぞれ六万円又は三万円を支給すること。(昭和四十年年度改定法の一部改正)

(三) 日本赤十字社救護員の職時衛生勤務に服した期間のうち、恩給公務員に相当する者としての期間は恩給公務員期間として取り扱い、雇傭人に相当する者としての期間は資格期間として取り扱うこと。(施行法の一部改正)

(四) 年金たる給付の額については、国民の生活

水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする旨の調整規定を設けること。(施行法、旧令特別措置法、国家公務員共済組合法、私立学校職員共済組合法、農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

(四) 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた年金の額について、同日後に給付事由の生じた年金の額との調整を行なうこと。

(五) この法律の施行日を昭和四十一年十月一日とするほか、所要の整備を行なうこと。

二 議案の修正議決理由

共済年金の支給の実情等にかえりみ、恩給法等の改正の内容に準じて給付の改善をはかることは時宜に適應する措置であると認めるが、なお廃疾年金受給者に対する低額年金是正措置については、實在職した組合員期間の年数が退職年金についての最短所要年限に満たない場合でも六万円の支給を保障することが適当と認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

年令制限の解除及び低額年金の是正に要する増加所要額は、昭和四十一年度において約一億

一千四百二十万円で見込まれているが、このうち追加費用として措置される部分を除き、旧令年金についての増加所要額約五千二百四十万円は、昭和四十一年度一般会計予算に計上されている。また、右修正に伴う増加所要額は、昭和四十一年度において約五百万円と見込まれるが、追加費用として修正実額負担方式により明年度以降予算措置が講ぜられるので、本年度予算には影響を及ぼすこととはならないものである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、福田大蔵大臣より、「本修正は、やむを得ないものと考え、旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和四十一年六月七日

大蔵委員長 三池 信

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

(小字は修正)

(昭和四十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和

四十年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第一条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項各号列記以外の部分中「第二項」の下に「又は第二項」を加え、同項第一号中「昭和四十二年一月分から同年六月分までは三分の一」を削り、同項第二号中「同年十二月分」を「同年九月分」に改め、同項第三号中「昭和四十一年十二月分」を「昭和四十一年九月分」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「昭和四十二年六月分」を「昭和四十一年十二月分」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十一年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。ただし、○当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち實在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に満たない場合は、この限りでない。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 六万円

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 三万円

第二条第三項中「前項第二号」を削り、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「第五項」を「第六項」に、「第三項」を「第四項」に改める。第三条第三項中「第五項」を「第六項」に改める。

第四条第二項及び第四項中「第一条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「第三項から第五項まで」を「第四項から第六項まで」に、「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改める。

〔別紙〕

昭和四十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 今回設けられた調整規定の運用については、その実効ある措置が国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合を通じ統一的に講ぜられるよう適切な配慮をすること。

二 短期給付については、医療費の増加に対処し、組合財政の健全化及び組合員の負担が過重にならないよう速やかに国庫負担制度についても検討すること。

三 国家公務員共済組合連合会の運営については、加入組合員の意向が評議員会に十分反映できる方途につき検討の上その実現を図ること。

四 本年十月末日期限の到来する男子の退職一時金と通算年金の選択制については、通算年金制度創設の趣旨を勘案しつつ、実情を考慮して検討すること。

昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、別途今国会に提出された「恩給法等の一部を改正する法律案」により行なおうとしている給付の改善と同様の措置を、「昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律」(以下、昭和四十年年度改定法という)及び「公共企業体職員等共済組合法」の適用者に対しても行なおうとするもので、主な内容は次のとおりである。

(一) 昭和四十年年度における共済年金の増額に際しては、年金受給者の年令に応じ、その増加額の全部又は一部の支給を一定期間停止する措置が講ぜられたが、この措置を六十五才以上の者及び六十五才未満の妻、子については昭和四十一年十月分、その他の者については昭和四十二年一月分以降撤廃すること。(昭和四十年年度改定法の一部改正)

(二) 公共企業体職員等共済組合法の施行以前に

退職した者の年金の基礎となる実在職した組合員期間の年数が退職年金についての最短期間要年限以上である年金受給者のうち、退職年金あるいは廃疾年金の額が六万円に満たない者又は遺族年金の額が三万円に満たない者に對しては、それぞれ六万円又は三万円を支給すること。(昭和四十年年度改定法の一部改正)

(三) 日本赤十字社救護員の戦時衛生勤務に服した期間のうち、恩給公務員に相当する者としての期間は恩給公務員期間として取り扱い、雇傭人に相当する者としての期間は資格期間として取り扱うこと。(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

(四) 年金たる給付の額については、国民の生活水準、公共企業体職員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする旨の調整規定を設けること。(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

(五) 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた年金の額について、同日後に給付事由の生じた年金の額との調整を行なうこと。

(六) この法律の施行日を昭和四十一年十月一日とするほか、所要の整備を行なうこと。

二 議案の修正議決理由

共済年金の支給の実情等にかえりみ、恩給法等の改正の内容に準じて給付の改善をはかるこ

とは時宜に適應する措置であると認めるが、なお廃疾年金受給者に対する低額年金是正措置については、実在職した組合員期間の年数が退職年金についての最短期間要年限に満たない場合でも六万円の支給を保障することが適当と認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

本改正による増加所要額は、昭和四十一年度において三公社で約九億六千八百万円と見込まれているが、追加費用として措置される。また、右修正に伴う増加所要額は、昭和四十一年度において三公社で約七百五十万円と見込まれるが、追加費用として修正賦課方式により繰り入れが行なわれるので、本年度予算並びに明年度以降予算にも格別影響を及ぼすこととはならないものである。

右報告する。
昭和四十一年六月七日

大蔵委員長 三池 信

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

(小字は修正)

(昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、
昭和四十一年一月分から
昭和四十一年十二月分まで
を
昭和四十一年九月分まで
に改め、同項を同条第五

項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、
昭和四十一年七月分から
昭和四十一年十二月分まで
を
昭和四十一年六月分まで
に改め、同項を同条第五

分の三十(旧法の規定による廃疾年金に する年金にあつては、三十分の十五)	三十	昭和四十一年七月 同年九月
分の十五	三十分の十五	昭和四十一年七月 同年九月
分の十	三十分の十五	昭和四十一年七月 同年九月
月分から 分まで	三十分の三十(旧法の規定による廃 相当する年金にあつては、三十分の	昭和四十一年七月 同年九月
月分から 分まで	三十分の三十(旧法の規定による廃 相当する年金にあつては、三十分の	昭和四十一年七月 同年九月
疾年金に 十五)	三十分の十五	昭和四十一年七月 同年九月
疾年金に 十五)	三十分の十五	昭和四十一年七月 同年九月

昭和四十一年六月七日 衆議院會議録第六十号 議案に関する報告書

め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十一年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。ただし、○当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間を満たない場合は、この限りでない。

一 旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金 六万円

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 三万円

第二条第四項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「同条第二項から第四項まで」を「同条第三項から第五項まで」に、「同条第三項及び第四項」を「同条第四項及び第五項」に改める。

第三条第二項中「第一条第二項」を「第一条第三項」に、「同条第三項及び第四項」を「同条第四項及び第五項」に改める。

〔別紙〕

昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 今回設けられた調整規定の運用については、その実効ある措置が国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合を通じ統一的に講ぜられるよう適切な配慮をすること。

二 短期給付については、医療費の増加に対処し、組合財政の健全化及び組合員の負担が過重にならぬよう速やかに国庫負担制度についても検討すること。

三 国家公務員共済組合連合会の運営については、加入組合員の意向が評議員会に十分反映できる方途につき検討の上その実現を図ること。

四 本年十月末日期限の到来する男子の退職一時金と通算年金の選択制については、通算年金制度創設の趣旨を勘案しつつ、実情を考慮して検討すること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
（ただし長良川は三十円）
（郵送料別）

発行所
東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二（六代）